2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮字龍ケ谷七三二、七三三から七三五まで、字御室ケ嶽七五〇の一、七五一、比企郡小川町大字腰越字梅沢二九五九、ときがわ町大字日影字堂山一六六九の一、一六七二、一六七三、字大ケ谷一七四二、一七七九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字龍ケ谷七三二・七三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字御室ケ嶽七五〇の一、七五一、字梅沢二九五九（次の図に示す部分に限る。）、字堂山一六六九の一、一六七二、一六七三、字大ケ谷一七四二（次の図に示す部分に限る。）、一七七九の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県佐久市田口字葭ノ入四三の一（次の図に示す部分に限る。）、字世ば岩九三の一、九三の六、九三の九、九三の一〇、字広川原一七二の口の一、一七二の口の二・一七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八四の一、一八四の二、字猪久保二〇三の二、志賀字駒形一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四のイ、一〇二四の二、一〇二五、一〇二六、一〇二七の一、一〇二七の二、字瀧ノ入二六二二、二六二三、二六二四の一、二六二五の一、二六二七、字沢ノ内二六二九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字世ば岩九三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県佐久市前山字城山七三七の一、内山字花岡一六九二の七、木曽郡木曽町三岳六三一七、六三一九の三、六三二二の一、六三四四の一から六三四四の三まで、六三七一の三、六三七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに佐久市役所及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県佐久市中込字北向田一四七八の一、一四八〇の三、今井字大塚一一七の一、一二三から一二五まで、一三八、一三九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字下新井日向四八七七、四八七八の一、四八七八の二、四八七八の四、四八八〇、四八八一の一、四八八二の四、四八八三の一、字栗ノ沢三八三九の一から三八三九の三まで、三八四〇、三八四一、三八四六、三八五一、三八五二の一、三八五三から三八五五まで、三八五六の一、三八五六の二・三八五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八五八の一、三八五八の二、三八九〇の一、三八九〇の二、三八九一の一、三八九一の二（次の図に示す部分に限る。）、三八九二、三八九三の一（次の図に示す部分に限る。）、三八九三の二、三八九四から三八九七まで、三八九八の一、三八九八の二、三八九九、三九〇〇、三九〇一の一、三九〇一の二、三九〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗ノ沢三八四五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町田代字八窪一六の一、字海太郎一六四、一九九、二二八、二三〇、字鳥山三一三、三一四、三三六、三三九の一、三三九の二、字開三六〇の一、三六〇の七、三六五、三六六、字曽底三八一、三八五、三八七、四〇二の一、四〇四、四一五、四二二の一、字捨井手四四六、字下堂目木四八一の一、四八一の二、五〇三、五〇八の一、五〇八の三、五〇八の六、字上堂目木五五四の一、字柿ノ木迫六三一の一、六三八の二、字下姥ケ塚六九〇の一、字上姥ケ塚七〇八の一、七〇八の二、字北明所七二六の一、七二六の二、七二九の一、七三〇の一、七四四、七四八の一、七五六、七五七、七五九の一、七五九の二、七六四、字南明所七八〇の二、七八一の一、七八一の二、七八六、七八八の一、七八九の一、七九三の二、七九四、八〇〇、八〇一、